

総人第 6.4.4 号

令和 3 年 10 月 20 日

公益社団法人沖縄県獣医師会 会長 殿

沖縄県知事
(公印省略)

令和 3 年度第 2 回沖縄県獣医師採用選考試験実施の周知について (お願い)

謹啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

貴会におかれましては、日頃から本県の獣医師確保につきまして御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、別紙「令和 3 年度第 2 回沖縄県獣医師採用選考試験募集要項」により、獣医師採用試験を実施いたしますので、貴会員への周知について御配慮賜りますようよろしくお願い申し上げます。

貴会員に限らず、獣医師関係者に対して貴職から広く周知して頂ければ幸いに存じます。
敬具

※ 沖縄県庁ホームページ (<http://www.pref.okinawa.jp>) にも募集要項を掲載しております。

敬具

【連絡先】

沖縄県総務部 人事課 前里

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL : 098-866-2090 FAX : 098-866-2033



令和3年度第2回沖縄県獣医師採用選考試験募集要項

- 1 採用予定者数 若干名
- 2 勤務場所、勤務機関及び職務内容
 - (1) 勤務場所 沖縄県内（離島を含む。）
 - (2) 勤務機関 沖縄県環境部、保健医療部、若しくは農林水産部の本庁若しくは出先機関
 - (3) 職務内容 と畜検査、狂犬病予防、繁殖育成、家畜保健衛生、病性鑑定等
- 3 受験資格
 - (1) 昭和51年4月2日以後に生まれた者で、獣医師免許を有するもの又は令和4年4月末日までに獣医師免許を取得する見込みのあるもの
 - (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に規定する次に掲げる者は、受験できません
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 沖縄県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 4 試験の日時、試験方法等
 - (1) 日時 令和3年11月28日（日曜日）午前9時から午後5時まで
 - (2) 試験方法 Web面接
 - (3) 留意点 試験当日は、Web環境をご準備ください。詳細は受験票送付時に併せてお知らせ致します。（Web環境の整備が困難な場合は事前にご相談ください。）
- 5 申込方法
 - (1) インターネットによる申込み（以下「電子申請」という。）のみとします。 沖縄県ホームページから電子申請での申込みが可能です。
 - ア 申込手順 沖縄県総務部人事課ホームページ（<http://www.pref.okinawa.jp/site/somu/jinji/index.html>）に掲載している「令和3年度第2回沖縄県職員（獣医師）の募集について」の案内ページのバーナーより「電子申請」画面へお進みください。
 - イ 注意事項
 - (ア) ご使用のパソコンの機種や環境によって、一部対応できない場合がありますので、ご注意ください。
 - (イ) 回線状況によっては、予期せぬ機器停止や通信障害が発生する場合がありますので、時間に余裕をもって申込みを行なってください。
 - (ウ) 受験票は、受付期間終了後、受験申込手続で申請したアドレスに受験票送付についてお知らせしますので、各自で受験票を印刷し、試験日に手元にご用意ください。受験票は郵送しません。
 - (2) 申込時には以下の書類も併せて提出すること。
 - ア 獣医師免許証の写し（取得見込者を除く）
 - (3) 受付期間 令和3年10月15日（金）午前9時から同年11月15日（月）午後5時までに申込データの受信を完了したものに限り受け付けます。
- 6 試験時に用意するもの
受験票（各自受験票を印刷の上、手元に用意してください。）
- 7 合格発表 令和3年12月中旬に、県庁正門掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
- 8 合格発表後の取扱い
 - (1) 採用される日は、原則として令和4年4月1日ですが、場合によっては同日前となることがある

- ります。
- (2) 採用されることを辞退する者や新たな欠員が生じた場合は、採用試験の成績の上位の者から順次繰り上げて合格者とし、本人あて通知します。
 - (3) 合格発表後に受験資格がないことが判明した場合や、記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消します。

9 給与等

- (1) 令和3年度の初任給 210,500円（初任給調整手当（初年度から採用10年目まで月30,000円、採用11年目は月25,000円、以後毎年5,000円ずつ減額）が支給されます。勤務公署及び職務内容によって、給料の調整額が支給されます。）
- (2) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当（令和2年度実績4.45月分）、特殊勤務手当等が支給されます。
- (3) 沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の規定に基づき、赴任旅費が支給されます。

10 その他 提出された履歴書等は、合否の別にかかわらず、返却しません。

11 問合せ先 沖縄県総務部人事課人事調整班（電話番号 098-866-2090）